

こども性暴力防止法 用語一覧

用語	説明	備考
学校設置者等	学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者	法第2条第3項に列挙
民間教育保育等事業者	学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	法第2条第5項に列挙
特定性犯罪	この法律において、犯罪事実確認の対象となる性犯罪	法第2条第7項に列挙
犯罪事実確認	犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認	
特定性犯罪事実該当者	次のいずれかに該当する者 ・特定性犯罪について拘禁刑の執行終了等から20年を経過しないもの ・特定性犯罪について拘禁刑の執行猶予者であって、裁判確定日から10年を経過しないもの ・特定性犯罪について罰金刑の執行終了等から10年を経過しないもの	
犯罪事実確認書	特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面	
犯罪事実確認実施者等	この法律の規定により教員等に対し、犯罪事実確認を行わなければならない者及び犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会	法第15条～第18条（帳簿の備付け及び定期報告、報告徴収及び立入検査、犯罪事実確認義務に違反した場合の公表、是正命令）においては、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者を除く。
犯罪事実確認記録	犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録	
犯罪事実確認記録等	犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録	

こども性暴力防止法 用語一覧

用語	説明	備考
申請従事者	犯罪事実確認書の交付申請の対象とする従事者	
施設等運営者	学校設置者等から地方自治法第244条の2第3項若しくは国家戦略特別区域法第12条の3第1項の規定による指定又は委託を受けて当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者	
認定	民間教育保育等事業者の行う民間教育保育等事業について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定	
事業運営者	民間教育保育等事業者から指定又は委託を受けて当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者	
共同認定	民間教育保育等事業者及び事業運営者が行う民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定	
認定等	認定又は共同認定	
認定事業者等	認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者	
本人特定情報	氏名、出生年月日、本籍(日本国籍を有しない場合は国籍等)	
対象事業者	犯罪事実確認を行わなければならない者	学校設置者等(法第9条,第10条の規定により読み替えて適用する場合は教育委員会、施設等運営者)、認定事業者等
犯罪事実確認書受領者等	犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び提供を受けた者	